

税制調査会（第4回基礎問題小委員会）議事録

日 時：平成26年10月6日（月）14時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

ただいまから第4回基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）を開会いたします。

9月29日の総会において、私から「働き方の選択に対して中立的な税制」を中心として、個人所得課税に関する様々な論点を整理し、総会で御議論いただくためのたたき台とするために、10月に3回程度、基礎小委を開催することについて、皆様に確認させていただきました。本日は、その第1回目になります。

先日の総会では、多くの方々から、人口減少や働き方の多様化など、社会や経済が非常に大きく変化している中で、所得税の在り方それ自体について、しっかりと理論的に検討していく必要があるという御意見が多くありました。

そのような広い背景の中で、配偶者控除のみに視野を限定すると、議論自体がなかなか進まないのではないかという御意見があり、女性の働き方の問題だけではなく、男女ともに多様な働き方に対して、税制が対応しきれていない部分があるのではないかという御意見もありました。また、所得の再分配や公平の視点からも、もう一度、理論的な検討が必要だという御意見もあり、皆様から非常に幅広い問題意識が示されたと思います。

働き方の選択に対して中立的な税制について検討を進めていく上でも、所得税全体の構造をどのような視点から見直していくかという基本的な問題意識を持ち、現在、我々が議論している立ち位置を確認しながら、これから検討を加えていくことが必要だと思います。

本日は、このような問題意識を持ち、事務局から働き方や家族を巡る社会経済の変化に関する資料や、前回の総会での議論を踏まえ、今後、所得税について考えていく上での視点について議論するための資料及びたたき台を用意していただきました。

これに加え、これまで政府税制調査会で様々な形で指摘されてきた配偶者控除に関する主な考え方や、いわゆる移転的基礎控除や、課税単位に関する論点についても説明してもらいたいと思います。

その上で、今後検討していく上での視点、様々な問題点、論点についてのたたき台を用意して貰いましたので、それも見ながら、皆様の御意見を集中的にいただき、議論を進めたいと思います。

それでは、ここでカメラの方は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、議題に入ります。

礎4-1の「『働き方の選択に対して中立的な税制』を中心とした所得税のあり方」について、事務方から説明していただきたいと思います。

住澤主税局税制第一課長、よろしく申し上げます。

○住澤主税局税制第一課長

資料の構成ですが、礎4-1として説明資料、礎4-2として参考資料、礎4-3として、5月に行った有識者ヒアリング資料となっています。6月に基礎小委を中心に取りまとめいただいた論点整理が入っていますので、この論点整理も併せて御確認いただきたいと思います。

礎4-1を中心に御説明を進めたいと思います。

目次を御覧いただきますと、前半は「働き方の選択に対して中立的な税制」中心に、先般の総会の問題意識も踏まえた、様々な資料があります。3.以降、後半で配偶者控除の問題を中心に資料を御用意しています。

1ページ目、検討方針ですが、2ページ目、3ページ目と、いわゆる「骨太の方針」や、3ページ目の成長戦略の文書を載せています。先般の総会で詳細な説明はしましたので省略しますが、3ページ目を御覧いただきますと、第二パラグラフで、働き方の選択に対してより中立的な制度を構築していくというバックグラウンドとして、少子高齢化の進展や、共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の中で検討していく必要があるという問題意識が示されています。

これも踏まえ、この問題のバックグラウンドについて、いくつかのデータを用意しています。4ページ目、5ページ目以降ですが、春の議論の際にも御紹介したデータが含まれていますが、簡単にポイントだけ申し上げます。

今回、このような形で「働き方の選択に対して中立的な税制」という問題が出てきた背景には、この配偶者控除が創設された1961年から、基礎控除、配偶者控除、そして扶養控除という基礎的な人的控除の体系が続いていますが、その創設から約50年以上が経過しており、社会や経済の姿が大きく変わっているという問題があると思います。

5ページ目にあるとおり、労働力人口が当時は非常に増加していましたが、現在、それが減少しはじめており、将来的にも人口の減少に伴い労働力人口の減少が予想されているという構造的な変化があります。

そのような中で、6ページ目にあるように、この20年辺りを見ると、女性の労働参加は進んできており、いわゆるM字カーブについても窪みが緩やかになりつつあり、夫がいる女性の労働参加も若干進んでいるという状況ですが、これをさらに促進していく必要があるという問題意識が持たれています。

7ページ目を御覧いただくと、将来に向けての就業率の推移と見通しを示しています。成長を進めて、さらに労働参加を進展させていくことがシナリオとして期待され

ていますが、ここで御注意いただきたいことは、女性に限らず、若者や、高齢者を含め、全体の労働市場への参加を進めていくというシナリオを念頭に置き、この成長戦略が組み上げられているということです。

8 ページ目は、このような中で、女性の就労の状況を所得階層別に見たデータです。今春に御覧いただきましたが、女性の方の半分近くの方が、年収で言うと150万円以下のところに集中している現状があります。このような中で、いわゆる130万円や103万円の壁という問題が取り上げられていると思います。

そして、この問題の大きな背景について、9 ページ目ですが、先ほどの成長戦略のとおり、共働き世帯が大多数になっているという事情があります。この緑色のグラフのところですが、1980年頃で見ても、当時は男性の雇用者と無職の妻からなる世帯といった典型的な専業主婦世帯がマジョリティーを占めていました。しかし現在ではそのような世帯はマイナーになり、共働き世帯がマジョリティーを占めるという構造変化が起きています。このような中で、専業主婦を中心に優遇措置が講じられていることに対する不公平感が出てきていることが問題の背景の一つだと思えます。

このような中で、家族類型別に見た世帯数にも大きな変化があります。10 ページ目ですが、配偶者控除が創設された1960年辺りの世帯類型を見ると、緑色のところですが、夫婦と子供だけの世帯が43.4%ありました。一番上の3世代同居などを含めると8割程度を占めていましたが、2010年を見ると、夫婦だけの世帯は28%程度で3割を切る水準になっています。3世代世帯などを含めても4割付近の状況であり、大きな変化があります。その裏側では、夫婦だけの世帯や、単独世帯が増加しており、特に単独世帯については、高齢化の影響で増加している部分もあります。しかし、このグラフのとおり、65歳未満の単独世帯も非常に増加していることが、この50年辺りの動きだということが確認できると思います。

その背景ですが、11 ページ目のとおり、1970年代の初頭をピークに、婚姻件数が急激に減少しています。一方で初婚年齢が徐々に上昇し、現在では30歳前後になっているという構造的な変化が起こっています。

12 ページ目を御覧いただきましても、婚姻率、人口1,000人当たりの婚姻件数ですが、これも1970年代の初頭をピークに急激に減少し、現在に至っています。

これを背景に、13 ページ目ですが、合計特殊出生率も1970年代の半ばあたりから趨勢的に一貫して低下していることが現状です。配偶者控除等の人的控除の基礎が築かれた1936年頃とは、このグラフで御覧いただくと、合計特殊出生率が大体2前後をキープしていた時代で、戦後のベビーブーム世代が働く世代になり、子供の出生率が徐々に落ち着き、いわゆる人口ボーナスを享受していた時期です。このような人口構造からすると非常に恵まれていた時代にできた制度が現在も続いているという構造です。人口減少社会の中で、このような構造をどのように考えていくかが一つの問題背景だと思います。

14ページ目は、現在まで結婚していない理由について、内閣府がアンケート調査をしたものです。適当な相手に巡り合えないということもありますが、経済的な問題を挙げている方もかなり多数に上っているという状況です。

15ページ目は、子供が欲しくない理由で、子育ての大変さに加え、経済的な理由を挙げている方も相当数いるという状況です。

このような時代の背景を反映し、先般、総会で御説明しました「選択する未来」委員会のレポートが中間的に取りまとめられています。16ページ目は、先般詳細に御説明しましたので省略します。19ページ目を御覧いただき、この委員会の考え方として、未来への選択をどのような考え方で行うかという考え方が示されています。

2. の下線からですが、若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子供を産み育てることができるよう、集中して改革・変革を行うということで、人口減少社会への流れを変えることができるのではないかというコンセプトで、下の①に、50年後においても1億人程度の規模の人口をキープしていく目標が掲げられています。

さらに、この人口減少社会の中で経済成長を維持するため、②の二行目ですが、労働力参加率の上昇や、国内の資本蓄積の促進ということで、所得税にも深く関わる問題意識が示されていると思います。

また、20ページ目の一行目にある、これも人の活躍の文脈の中の話ですが、女性に限らず、若者、高齢者はじめ、全ての人が意欲を持って働ける、活躍できるような社会をつくろうという議論が今の社会のある種、雰囲気を作っていると思います。

22ページ目ですが、こちらが示しているのは、まち・ひと・しごと創生本部において方針を決定したものです。政府全体として、女性の働き方の選択に対して中立的な制度を作るということも大きな課題ですが、他方で、この基本的視点の(1)には、人口減少を克服するために、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てができる社会経済環境を実現すると書かれています。そして、一番下にあるとおり、このような中で、税制をはじめ、社会保障制度も含めたあらゆる制度について、このような方向に合わせて検討していくことが政府全体としても大きな課題になっていると思います。

23ページ目は、先般5月9日に行われた総会で、3名の有識者の方からヒアリングをしていただきました。その際の御意見のポイントを御本人の御確認をいただいた上でまとめたものです。今回、議論を再開するに当たり御確認いただければと思います。

日本総研の山田久調査部長からは、高度成長期に作られた「男は仕事・女性は家事」という専業主婦世帯の家族モデルを背景とした正社員中心の日本型の雇用システムが、90年代以降、時代の変化に対応できなくなっています。そのような中で、雇用システムの変革が必要だという問題意識と合わせ、下の方にあるとおり、社会保障と税制一体で就労促進的、就業形態に中立的、あるいは家族モデル中立的な制度を構築

する必要があるという問題意識を示されています。

東京大学の社会学の白波瀬先生からは、働き方の問題とは、就学、結婚、子育て、介護といったファミリーの置かれている状況が非常に密接に関連しているということで、働き方と家族の問題が密接に関連をしているのではないかという問題意識が示されています。

また、103万円と130万円の壁を撤廃することについては、仮にそれを撤廃したとしても、年収500万円の人が過半数ということにはならないため、調整しつつ慎重に対応する必要があるのではないかという問題意識も示されています。

そして、横浜国立大学の労働経済学の近藤先生からは、二つ目の○ですが、現在の税制、これまで御議論いただいている二重の控除があるということの結果ですが、103万円以下の範囲で妻の就労を促進する効果がある意味で持っています。世帯単位で控除額を一定にするような制度への見直しは、そのような意味では、妻の就業率が下がる恐れもあります。他方で、就業調整の理由によっては、それほど変化しない可能性もあるという御指摘をいただいているため、御確認いただければと思います。

そこで、24ページ目ですが、先ほど中里会長のお話にもあったとおり、先般の総会では、このような社会経済の構造変化と所得税の在り方について、様々な御意見が出されました。そのような御意見をマインドマップ風にまとめたものがこの資料であり、御議論のたたき台にさせていただければと思います。

真ん中の働き方の選択に中立的な税制という視点から今回議論が始まっていますが、これに関しては、委員の方から、配偶者の問題に限らず、扶養親族を含めた問題があるのではないかという意見がありました。そのような意味で、扶養控除を含めた人的控除全体について検討していく必要があるという御指摘がありました。配偶者や家族の働き方の選択に対する中立性というところです。

その関連で、人的控除は、正に家族の構成に応じて税負担に配慮する制度であるため、家族の問題と所得税をどのように考えるかという課題があります。

また、御意見の中では、人口減少に対する総合的な対応を行っていく中で制度設計を考えなければいけないという問題意識が二人ほどの方からありました。結婚、子育てなどの観点も関連します。

さらに、特別委員の方から人口減少社会の中で、税体系の中での所得税のあるべき姿を考えるべきという意見もありました。

働き方の選択に関連して、家族の問題だけではなく、給与所得と事業所得、また、転職の問題、あるいは個人事業と法人形態の間の中立性など、多様な問題があるのではないかという御指摘もありました。

そして、就労形態にも一部関連しますが、世代間の公平にも留意しなければいけないという御指摘もありました。

また、再分配機能との関係で、税額控除も含めた議論をする必要があるのではない

かという御意見や、資本所得に対する課税、金融所得課税の一体化をはじめとして、さらに検討を進めるべきという御意見もありました。これは資本蓄積や、成長と所得税の関係という論点になります。

また、企業形態との関係で言うと、この資本所得に対する課税と勤労所得に対する課税が、中小企業に対する課税との関係でも重要な論点になるのではないかという御指摘もいただいています。

以上が総論であり、25ページ目以降で配偶者控除、移転的基礎控除の関係の資料について御説明します。

26ページ目を御覧いただき、これまでの政府税制調査会の答申等で示されてきた配偶者控除に関する主な考え方を一枚にまとめたものです。今回御議論いただくに当たり、一種のたたき台、あるいは場合によっては批判の対象ということで、議論の対象になるものと思います。

配偶者控除の性格ですが、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、納税者本人の税負担能力が減殺されることが理由として挙げられています。歴史的に申しますと、昭和36年度に扶養控除から独立して創設された経緯があり、平成17年の論点整理では、現在でもその本質において、扶養控除であった時代から変化していないと指摘されています。

この配偶者控除に対する問題点の指摘は、現在議論されている就労に対する影響、中立性を阻害しているのではないかという論点や、二重の控除の問題や、共働き世帯とのバランスを崩しているのではないかという論点、片働きに対する一方的な優遇は適当ではないといった指摘があります。また、これに関連して、配偶者が存在することが納税者の担税力を減殺するという考え方そのものに対して、配偶者が家事労働をすることが、その世帯にとってはある種の経済的な価値を生み出している、経済力を生み出しているという観点から、改めて検討する必要があるのではないかという指摘がされています。

また、これに対する慎重な意見として、夫婦が生活の基本単位であるため、現行制度を維持すべきという意見も強くあり、現実に多数の世帯に適用されて定着しているため慎重に検討すべきだという意見も根強く指摘されています。

27ページ目以降は、この答申の抜粋です。34ページ目以降には、いわゆる移転的基礎控除について書いてあります。6月にまとめていただきました論点整理の中で、世帯類型に関わらず、夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額となるような控除の仕組みについて、考え方を整理しながら検討してはどうかということがありました。それに当たっては、負担の変動などをきちんと分析しながら検討していく必要があるという御指摘をいただいています。そのような意見があったということですが、それも踏まえ、これを行った場合どのような検討課題があるのか整理します。

35ページ目は、二重の控除の問題について図示しています。配偶者の方の収入が65

万円を超えると、配偶者も基礎控除を使い始めますが、一方で納税者本人が配偶者控除を使い続けることで、いわゆる二重の控除が行われていると言われていています。このため、右側の図で示してあるとおり、配偶者の収入が65万円と141万円の間である場合には、ほかの世帯より多目にこの控除が適用できるということで、歪みが生じているのではないかという御指摘です。

これに対応するための考え方として、いわゆる移転的基礎控除というものがありますが、36ページ目の左側の図をご覧くださいと、配偶者の収入に関わらず、夫婦二人で受けられる控除の合計額を同じにすると書かれています。ここでは76万円になりますが、このような形の控除にするため、下段の白抜きの部分にあるとおり、配偶者が使い残した基礎控除を納税者本人に移転するという格好で控除を仕組みないかというものが、この移転的基礎控除の考え方です。結果としてパート世帯のところ負担増になるという仕組みになっています。この仕組みは、留意点の①にあるとおり、夫婦二人で受けられる控除額が配偶者の収入に関わらず一定となるという意味で、二重の控除の解消になるという意味では、かなりの前進になっています。

ただ、問題点が大きく二つあると思います。一つ目は、働き方の選択に対して中立的な税制となっているかどうかという問題です。今の基礎控除は所得控除であるため、所得控除のままでこのような移転的基礎控除を導入した場合、配偶者の方の税率が納税者本人の税率よりも低い場合が想定されます。右側の図の下の括弧に書いてあるとおり、配偶者の方がこの収入だと最低税率5%が適用されるため、38万円の控除による税負担の軽減額は、5%を掛けて1.9万円となります。しかし、例えば夫の方が税率20%適用になる場合、38万円掛ける20%で7.6万円の軽減が受けられるという構造になるため、この上の図にあるとおり、世帯全体での税負担の軽減額は、この移転的基礎控除のもとでは、専業主婦世帯が最大で、共働き世帯では極めて小さいという構造になります。このような意味で、働き方の選択に対してマイナスのインパクトが残る可能性があることが一つの論点です。このような構造にならないために、もう一つの考え方として、基礎控除を税額控除化した上で移転的基礎控除にするという考え方もあります。そうすると、税負担の軽減額は、右の図のような状態ではなく、ずっとフラットな状態になりますが、この場合には、②の留意点の下に書いてあるとおり、扶養控除等のほかの人的控除についても税額控除化するのかどうかといった検討が必要になり、諸控除全体の抜本的な検討が必要になるのではないかと考えられます。

二つ目の論点は、パート世帯の負担増です。二重の控除が解消される結果とはいえ、パート世帯に対して大きな影響があります。他の世帯類型とのバランスや、増加分を何に使うのかといった点について、極めて慎重に検討する必要があると考えられます。

37ページ目は、諸外国の状況についてです。カナダなどの諸外国で移転的基礎控除

を導入している国がありますが、いずれも基礎控除が税額控除になっています。

38ページ目には、このような移転的基礎控除や、税額控除化ということ仮に考える場合の論点のたたき台が示されています。移転的基礎控除にすることについて、所得控除のまま移転的基礎控除にする場合も含めた論点ですが、第一に挙げなければならないのは、先ほどと同様、パート世帯の負担増について慎重に検討していく必要があるということです。二つ目は、理論的な論点ですが、配偶者が使い残した基礎控除を納税者本人に移転するという考え方が何故できるのかということ、どのように整理するかということです。このような考え方の例示を二つ挙げていますが、夫婦が消費生活の基本的な単位だという考え方に立ち、夫婦に対しては、単身者の2倍の基礎的な人的控除を認めるという考え方もあるかもしれません。これについては、夫婦の共同生活に伴う規模の利益があるため、2倍にする必要はないのではないかという考え方もあるかもしれません。もう一つの考え方は、現在の配偶者控除と同様の考え方を維持しながら、二重の控除の問題のみに対応することで、一部見直しを行うという考え方もあるかもしれません。

補論ですが、このような二つの考え方に対して、アンチテーゼとして否定的な考え方もあり得るということです。先ほど御紹介した答申の中でも出ていましたが、配偶者の家事労働そのものに経済的な価値があり、その世帯の経済力の源泉になっているという考え方からすると、このような移転的な控除に対しても、否定的な見方もあり得ると考えられます。

ここで言う配偶者の家事労働の経済的価値について、注のところに少し具体的に書いています。配偶者の方が家庭外で働く場合、クリーニング代や、食事の支度、あるいは育児などの家事サービスについて、外部に注文したり、外部から購入せざるを得ないということで費用負担が生じます。これに対して、配偶者の方が家事労働に従事する場合、このようなものは家庭内で生産し、いわば自家消費できるため、外に支払う費用を節約できるという意味で、経済的な価値、いわゆる帰属所得というものが生み出されるという考え方です。このような中では、帰属所得に敢えて課税しないという格好で、妻の基礎控除は使用済みであるという考え方もある場合によってはあるかもしれません。

次に、税額控除化する場合の論点ですが、税額控除として基礎控除を作る場合、新たな基礎控除の性格や考え方はどのようなものかという論点です。現在の基礎控除は、38万円という少額の所得であれば、そこに担税力を見出すことはできないということで、最低生活費や、少額の所得に対する配慮を行っていますが、この考え方だと、高額所得者ほど効果が大きいという所得再分配上の問題があります。このような少額不追求の考え方を、税額が少額であるものについては負担を求めないという考え方に切り替えるという考え方が、一つの考え方としてあるかもしれません。

他方で、ヨーロッパで言われているようなベーシックインカムということで、幅広

く税負担いただくにしても、一定の生活費は国が保障するという考え方から税額控除を認めるという考え方もあります。ただ、この点については、3番目の○にあるように、例えば生活保護や、基礎年金のような、様々な社会保障制度で所得保障政策が行われているため、社会保障との関係をどのように考えるかという整理が必要です。

二つ目の○にあるとおり、先ほど申し上げた扶養控除を含む人的控除の体系をそもそも税額控除に移行していくのかどうかという大きな問題に逢着するという事です。

そして、四つ目の○ですが、現在、国民健康保険の保険料や、医療費の自己負担の割合など、様々な社会保障制度が個人所得課税の課税所得や、税額を基準にして判定をします。税額控除化となると、これらの制度にも影響が及ぶため、各種の制度における所得の捉え方との関係でも踏み込んだ議論が必要になるのではないかといたさき台です。

この関連で、移転的基礎控除という考え方は、ある種、世帯単位で税負担を考えるという考え方が入り、今春に一度議論しましたが、課税単位の議論について、もう一度確認のための資料を用意しています。40ページ目にあるとおり、日本とイギリスは純然たる個人単位課税を採用しています。日本の場合は、そこに配偶者控除による修正が加わっているという形です。これに対し、アメリカとドイツは、夫婦単位課税、いわゆる2分2乗といった制度の選択が可能になっています。フランスではN分N乗方式の世帯単位課税が行われています。アメリカとドイツの仕組みは41ページ目と42ページ目に図示してありますが、今春にこの御説明はしているため、割愛させていただきます。

このようなアメリカやドイツのようなタイプの2分2乗方式の平均課税を行った場合、日本にこの制度を当てはめるとどのようになるかを43ページ目で整理しています。2分2乗方式とは、夫と妻の所得を合算し、これを2で割り、その上で累進税率を適用し、出てきた税額を2倍するという考え方です。例えば、夫の方が稼いでいるなど夫婦の所得に相違がある場合、これが平均化されて累進税率が適用化されるという関係になります。

この結果として、右側の図を御覧いただきますと、これは専業主婦世帯にこの2分2乗方式を適用した場合、給与収入に応じた税負担の割合、いわゆる実効税率がどのように変化するかを図示しています。赤い線から点線にシフトすることで、この専業主婦世帯において、高額所得者ほど大きく税負担割合が減少するという事で、2.の政府税調答申の考え方にあるとおり、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になる、あるいは高額所得者に税制上、大きな利益を与える結果となるといった問題が指摘されており、今春の論点整理の中でも、個人単位課税が基本であるという考え方を示されています。

以上を踏まえ、先般の総会以来の御議論も踏まえつつ、現状、検討の視点としてど

のようなことが考えられるかというたたき台を45ページ目に示しています。

一つには、家族のあり方の変化、働き方の選択に対する中立性、あるいは先般も御指摘いただいた所得再分配機能に対する影響を踏まえ、配偶者控除をはじめとする各種控除の在り方についてどのように考えればよいかという論点です。

そして、総会でも御指摘いただいたとおり、人口減少への総合的な政策対応が必要となる中で、結婚や、子育てとの関係も踏まえ、各種控除のあるべき姿や所得税全体の姿についてどのように考えるかという論点が二つ目です。

その際に、専業主婦世帯をはじめ、様々な世帯類型によって考え方が異なる問題であるため、多様な考え方を提供していくことも含め、どのように議論を進めていくべきかという論点です。

中立的な税制といった場合、どのような意味での中立性を目指すべきなのか、配偶者の働き方や収入によって、納税者本人の控除額や、税負担額が一切影響を受けないという意味での完全な中立性、これは配偶者控除を廃止した場合にそういった状態になります。そのようなことが中立性と考えるか。また、世帯単位で考え、配偶者の働き方によって、控除による夫婦二人の単位で考えたときの税負担軽減額の合計が影響を受けなければよいという考え方なのか。あるいは、ハ)にあるとおり、世帯単位で、夫婦二人の所得控除の合計が影響を受けないような、二重の控除が無くなれば良いという考え方でいくのか、様々な考え方があると思います。

先般、総会でも御指摘があったとおり、働き方の選択に対する中立性という場合、配偶者の問題に限らず、様々な就労形態がある中でその他の家族の問題をどのように考えるか。あるいは起業の形態についても、個人形態、法人形態がある中で、所得税のあり方をどのように考えていけばよいかという論点です。そして、より大きな意味で、人口減少、グローバル化などを踏まえ、経済構造の変化がある中で、所得税のあるべき姿をどのように考えていくか。このような論点が総会でも示されていたと思います。以上です。

○中里会長

引き続き総務省自治税務局の川窪市町村税課長から御説明をお願いします。

○川窪自治税務局市町村税課長

礎4-4に基づき、地方税である個人住民税の関係について御説明します。

今回の議論の背景や、基本的な税の構造などについては、先ほど、御説明があった所得税と共通しているため、ここでは個人住民税に特徴的な部分について御説明します。

礎4-4の1ページ目ですが、個人住民税については、この税制抜本改革法にも書いてあるとおり、「地域社会の会費的性格」という性格がある税だということです。このような観点から、この後に出てくる、所得控除の額などについて、所得税と少し違いがあります。

2ページ目は、過去の答申等で、個人住民税の負担分任の性格などについて触れら

れている部分を紹介しているものです。

3 ページ目を御覧いただくと、配偶者控除の先ほどの御議論ですが、基本的な構造は所得税と同様ですが、右側の点線囲みで書いてあるとおり、個人住民税の所得割において、基礎控除、配偶者控除はそれぞれ33万円です。所得税の38万円に比べて5万円ほど低い金額が設定されています。配偶者特別控除についても、最高額が33万円となっています。

次に、4 ページ目ですが、いわゆる移転的基礎控除の議論をした場合の個人住民税のイメージですが、右側の図を御覧いただきますと、個人住民税の場合は所得の多寡に関わらず、全ての納税者について10%比例税率という同一の税率が掛かるため、4 ページ目の右側の図も3.3万円の二つ分である合計6.6万円の税負担軽減額が変わらない図になるところがポイントです。

5 ページ目は、配偶者控除、配偶者特別控除の仕組みの図でありますので御参照いただきたいと思います。

最後に6 ページ目ですが、基礎控除の移転的基礎控除化、あるいは税額控除化に関する論点のたたき台として、個人住民税において所得税と共通する論点に加えて考えられるものです。一つ目の○ですが、個人住民税には非課税限度額という独自の制度があります。この非課税限度額がある関係で、所得控除のあり方を見直す改正を考える際には、この非課税限度額との関係や、非課税限度額をどのように改正するのか、しないのかということ議論していくことが必要になります。

また、この非課税限度額があることも含め、二つ目の○ですが、現在、個人住民税が非課税であること、あるいは個人住民税の課税所得の金額が各種の社会保障制度の適用基準に用いられているということがあり、このような改正を考える際には、様々な制度への影響も併せて考えていくことが必要になります。

さらに、その下の※印に書いてありますが、生計中心者の所得で判定しているケースや、世帯全体が個人住民税非課税であるかどうかを基準にしているケースなど、様々な仕組みがあるため、そのような仕組みとの関係も考えながら、個人住民税のあり方について検討していく必要があるのではないかと考えています。

○中里会長

ただいまのお二人の御説明に関する皆様の御意見や御質問等をお聞きしたいと思いますので、質問等がありましたら挙手をお願いします。

田近委員、どうぞ。

○田近委員

今日は働き方の選択に対して中立的な税制ということで、具体的には配偶者控除のあり方の説明が財務省、総務省からありました。以前から議論してきたこの論点を、どのように一歩進めるかが今日の最大の課題だと思います。その前にどのようなことを議論したかを、私の中で整理しました。日本では、個人所得税の負担を、所得控除額

と、課税所得に対する税率の二つのツールで調整してきました。したがって、税額控除が無いということは大きな問題であるにしても、制度として所得控除と税率で行って来ました。

そうすると、配偶者控除や制度の問題も、その問題から必然的に出てきて、実態として高額の片稼ぎ世帯が有利になってしまいます。また、いくら税だけではないと言っても、65万円プラス38万円で103万円ということがパートの人の頭の中に堅固にインプットされているため、103万円を超えたら、もう働かないということになります。それも所得控除の結果だと思えます。よって、配偶者控除は日本の所得税の根底の問題を引きずり、結果的に、高額片稼ぎ世帯が有利であるとか、あるいは103万円の問題などが起きてきます。

それに対して、どのように直せば良いかという議論はここで行って来ました。私もそのような場に行くか出てきましたが、理屈で言えば、納税者本人に基礎控除を適用して配偶者控除も適用することは不条理であるし、配偶者が基礎控除も同時に受けているのは、二重の控除として問題だと言いつつも、最後には、夫婦の位置付けとの関係で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきという非常に有力な意見となる。

そうすると、この議論をいつまで行っても、配偶者控除のところから一点突破・全面展開ができる課題なのか。一点突破・全面展開で臨むのか、あるいは、最初に私が申し上げた日本の所得税の根本的な姿で、この問題を引き起こす所得控除プラス税率で調整しているという在り方自身をどのように考えるかのということに行きつくわけです。

今日は、一部、住澤課長が税額控除のお話をされましたが、その場合、例えば、一人当たり20万円であれば20万円を税額控除するなら、国からのプレゼントになります。夫婦で40万円のプレゼントを貰えるため、夫婦で使ってもよいと思えます。それは税額控除であるため、結果的に払った金額から引くだけで、誰でも貰えるということで、その意味では割合わかりやすい。しかし、その部分のみ議論を取り出し、配偶者控除を見直すために税額控除を入れるということは到底できません。所得税の根底から議論をしなければなりません。

したがって、私が申し上げたいことは、やはり一点突破・全面展開はなかなか難しいということです。時間ばかり掛けてはいけませんが、本質的な問題に取り掛かるべきです。その際に出てくる税額控除ですが、これは大変深い問題だと思えます。

興味深かった点は、結婚できない理由で適当な相手にめぐり合わないというのは運命の問題ですが、大きな問題は、結婚後の生活資金や、結婚資金が足りないということです。全ての問題ですが、この20年間ほど、なかなか所得が伸びていません。特に低所得階層の人々の所得が伸びていない。その人々の税負担、社会保険料負担をどのように考慮するかという大きな問題を考えると、そこは所得控除だけでは解決できない問題だと思えます。そのような意味で、大きなことをここで言うと、低所得者の人たちが

結婚できるようにすること、あるいは社会保険料を払えるようにするには、税額控除のあり方をどのようにするかということを経験してもらいたいと思います。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

この種のことに奇策は無く、大変オーソドックスな政策提言は広く薄い課税ということにならざるを得ないと思います。先ほど田近委員がおっしゃったように、広く課税するためには、今の所得控除を見直さざるを得ず、逆に所得控除を税額控除化することにより、様々なことに対応しやすくなります。再分配、格差是正についても対応できます。移転的基礎控除についても、所得控除で行うよりも税額控除化した方が容易という面もあります。また、できれば税率も抑えたいという気持ちもあります。働く気を喚起したければ、本当は税率を抑えるということが一番良いのですが、広く薄く課税をするという観点から、まずは所得控除の見直しというのが王道であり、これに勝る奇策は、恐らく出て来ないのではないかとすることが少し大きな話です。

もう一点、我々が気をつけなければいけないと思うことは、最後の総務省からの説明で、非課税世帯の話が出ましたが、実は改革をすることにより起きる問題ではなく、既に今ある問題なのです。つまり、我々が課税ベースを計算する仕方に、社会保険料や、各種の給付が依存しているということは今ある問題であり、制度を変えたから起きる問題ではないと思います。したがって、実効税率という言い方をしますが、所得の低い層の方が、実際に納めている税金は高いということは、働けば働くほど、逆に給付が下がったり、保険料が上がったりするという面があるため、結果的に、ほかの制度との組み合わせが、働く意欲や、働く機会にマイナス影響を及ぼしている可能性もあります。非課税限度額の話について、ほかの制度とのリンクは非常に大事なことです、それは改革して起きている問題ではなく、今、既にある問題であるため、今あることを前提に見直す方が良いでしょう。

最後に、中立的というときに、どのような意味で中立的かということですが、経済学的に言えば、手取りがいくら残るかが大事であり、所得控除額がいくらかは個人にとってそれほど大事ではなく、二人でいくら税金を納めるかが大事だということが一つです。そして、経済学で度々インテンシブかエクステンシブかという言い方をしますが、限界的な税率が大事なのか、もう少し働いたらこれくらい手取りが増える、あるいは税金が取られるということが大事なのか。そうであれば税率構造が大事になりますし、そうでなければ、エクステンシブマージンと言いますが、働くか、働かないか、あるいはどのような就労形態をとるか、それによる税額の違いだと言うのであれば、実は平均的な税率が大事になってくるため、中立性を考えるときには、限界という話と平均という話があるという留意が必要だと思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

三点申し上げたいと思います。

まず、この配偶者控除のことですが、財務省の礎4-1の36ページ目の図と、総務省の礎4-4の4ページ目の図を合わせて並べると非常に良く分かると思います。つまり、国の方では累進の税率構造があるため、税率が高い人にとっては所得控除がより大きく税負担軽減額として働きますが、定率で課税されている個人住民税は累進課税ではないため、結局、皆同じ税率だから、皆同じ税負担軽減額になることを如実に表しています。その中間というものも実際の現実にはあります。つまり、財務省の資料の例で言えば、中間の5%と10%という夫婦が事実存在するとか、そのようなことも中間段階にとってはあると思いますが、直面している税率が違うことで税負担軽減額が違うことはこれで良く分かります。正に田近委員、佐藤委員がおっしゃったように、税額控除にすることで、ここの部分の歪みは無くなります。

ただ、財務省の36ページ目の税負担軽減額のイメージを誤解されると良くないと思います。どういうことかということ、結局、高所得の人が高い税率に直面しており、高い税率に直面している人ほど税負担軽減額が大きいいため、移転的基礎控除という仕組みに改めたとき、税負担軽減額が縮小してしまうように見えるということです。したがって、あたかも増税をしているかのように見えますが、現行制度で全く同じイメージ図を書いたらどうなるかということ、実は65万円から141万円のところに山ができ、税負担軽減額が二重の控除と言う部分だけ、二人合わせた7.6万円掛ける2よりも大きな税負担軽減額が現行制度では残っているのです。36ページ目には書いてありませんが、財務省と総務省の資料を二つ突き合わせれば、容易に想像できる図形です。

そうすると、財務省の礎4-1の45ページ目で言っていた働き方の選択に対して中立的な税制を検討するに当たり、中立性はどのような意味を成すかという場合、今の制度はロ)という意味でもハ)という意味でも、どちらも中立的でない。どの中立性を考えるかは、私は佐藤委員と同じ意見なのですが、少なくともロ)の面からもハ)の面からも現行制度は中立的ではない。つまり、二重の控除の部分だけ突出し、今の制度だと二人分の控除以上の税負担軽減額が受けられてしまいます。その控除を無くすと、今の36ページ目のような図になってしまいますが、そこは様々な仕組みで調整可能だと思います。少なくとも二重の控除で突出している部分の手厚くなっている部分は、さすがに夫婦二人以上の税負担軽減を受けているということであるため、様々な意味で中立的でないと思います。

そのような意味で言うと、二つ目の論点ですが、所得控除を改めて税額控除に直すことができれば、この問題は解決します。つまり、累進課税をしても、税負担軽減効果は全く同じになるので、そのような方向に持っていくべきだと思います。その上で、先ほどの礎4-1の38ページ目の税額控除化に関連する論点のところ、税額控除にし

た場合に、基礎控除をどのように位置付けるかということが書かれています。独身者でも最低限受けられる控除ということ为基础控除は意味します。そうした点で、課税最低限を税額控除の形で規定し、その税額控除の土台を成すものが基礎控除と税額控除を足した場合の位置付けと言えらると思います。

最後に、社会保障制度との関連ということですが、確かにここで指摘されているように非課税限度額にも影響を与えて、それに連動して社会保障の負担が変わってくる。ところが、非課税限度額の問題は、佐藤委員がおっしゃったように、今、既にある問題であると同時に一つ、遺族年金という非課税所得があり、それも結局ノーカウントになり、遺族年金でもらう人は全く税負担面では所得として捕捉されていないという問題も同時にここに存在します。

もちろん、非課税所得の話はこの基礎小委でどの程度まで扱うかは、少し風呂敷が広過ぎる面は今の段階であるかもしれませんが、少なくとも非課税限度額を考える際、遺族年金の問題も裏側にあるにも関わらず、遺族年金の問題は棚上げにして、非課税限度額を下げたら大変だという話では、バランスを欠く議論だろうと思います。そのような意味では、現実的な考え方に立つならば、配偶者控除を改めると同時に、非課税限度額をもう少し税制面で整合性が保てるよう、非課税限度額の仕組みは別にあり、基礎控除や配偶者控除はまた別にあるということではなく、出来る限りこれが統一的な形で簡素な仕組みになるように改めた方が良くと思います。

○中里会長

田近委員、佐藤委員、土居委員に少し確認したいことがあるのですが。生活費を除いた部分に課税するということが所得控除の意味であるとすれば、累進税率の効果として、高所得者と中低所得者の間で負担軽減額に差があるのは当然で、何故それが良くないとお考えになるかが今一つよく分からないのですが。税引き後の手取り額を考慮して、税率構造を決めれば、税額控除でも所得控除でも同じ結果をもたらすことはできると思うのですが。

もう一点、所得控除を税額控除に変えると問題は解決するのかという点についてです。給付も考慮するかたちの税額控除は執行上、非常に難しい問題が生じます。税額控除にすると、一種の還付請求権のようなものが生じてきます。そうすると、例えば、年末調整も、申告も行ってない人にも一定額を給付することが必要な場合が生じてきます。それも所得額に応じて5万円給付、3万円給付、1万円給付というように差が出るため、今の簡易な給付措置のように全員定額配るという制度とは違うシステムになるはずですが。しかし一律に配ることは執行上できますが、税務署は国民全員の情報をもっているわけではないので、差がある配り方は、今の国民全員が確定申告をしていない状況のもとでは難しいのではないのでしょうか。三人はそれを覚悟しておっしゃっているのかどうかお考えいただきたいと思うのですが。

○佐藤委員

まず、税額控除は日本初で行うわけではなく、海外でも行われています。これは田近委員がよくご存じと思いますが、社会保険料などから相殺すれば、還付するという仕組みは不要になるため、やり方はいくつかあると思います。

そして、所得をどのように理解するかは、所得をどのように定義するかという議論になるため、経済学者と法律学者の間で意見が違ふということはやむを得ないと思います。

執行上の問題はもちろん重要だと思いますが、海外調査も行っているため、諸外国から学ぶべきところは多々あると思います。

○中里会長

私も、アメリカやカナダで給付付の税額控除についての調査に参加したことがありますので、わかるのですが、アメリカやカナダは全員に申告義務を課しているため、税務署が一応は国民全員の所得についての情報を保有しているという建前なので、税額控除を導入できるのだと思います。それでも、アメリカでは、不正還付がかなり横行しているという話でした。そうすると、最低限、すべての国民から、給付のみを求める場合も含めて何らかの申告を行っていただくことが必要になってくると思うのですが、皆さんは、給付のついた税額控除を行うために、日本でも全員に申告義務を課すべきだとお考えなのですか。

○田近委員

むしろ、それぞれ身の丈の制度を考えなければなりません。今日の総務省の御説明で非課税限度額というものが出ましたが、結局、生活保護のところにはまでは課税出来ない。中里会長の話に戻りますが、これは日本の所得税のフレキシビリティを無くしています。

この間、オランダの方々と議論しましたが、オランダでは社会保険料や、介護保険料をこれから引き上げていきます。そこでなぜ低所得者の議論は出て来ないのかと言うと、失業手当であろうと、生活保護であろうと、これは全て、課税ベースに入るからです。一旦課税ベースに入って、そこに個人所得税と、賃金税として社会保険料を徴収します。しかし、社会保険料と税のところまでは、貧困であれば全額返納されるため、負担はゼロになります。したがって、無視はしていません。もちろん、それ以上行うことになれば、社会保障として行うということです。

中里会長の御指摘に対して言うと、それぞれの国がそれぞれの制度的な許容範囲の中で行わなければいけません。指摘すべきことは、所得控除だけの問題という弊害があり、住澤課長の御指摘のとおり、その議論でも税額控除が出てきます。とはいえ、それをどのようにするかはこれからの議論ですが、この段階で日本の制度的にそれが出来なければ、それはアジェンダに載せるべきではないと思います。したがって、マイナンバーも入ってくる中、我々の身の丈の制度の中で出来る範囲、つまり、日本で出来る本来の意味の税額控除のような簡素なものとは何かという議論は、十分あり得ると思

います。

○中里会長

ありがとうございます。このあたりは、執行の問題も含めて、さらに詳しく検討していく必要がありますね。例えば、税額控除にしくなくても、所得額に応じて所得控除額を減らしていくという制度などについても、もう少し建設的に議論してもよいわけです。したがって、何かそこにはやり方があるはずで、全員申告の現実的可能性なども踏まえながら、実現可能な制度として提案していく必要があるのではないかと思います。いずれにせよ、執行の問題をクリアーしなせんと、少々厳しいことになると思います。

○土居委員

お二人の委員のおっしゃるところと同じですが、私は覚悟を決めて言っているつもりです。つまり、いきなり国民のコンセンサスもなく税額控除に変えられるはずはないという理解を私自身はしています。ところが、私の認識では、所得控除と税額控除の効果の違いについて、とてもではないが多くの国民が理解出来ているという段階にありません。だからこそ、できれば御理解いただけるとありがたいと思い発言しています。いつになるかは分かりませんが、やはり今回の配偶者控除の一つの契機からして、所得控除が何を意味しているのかということが今日の議論でも如実に分かり、この所得控除の効果は、税額控除と対比して、どちらが良いかということを経済にもきちんと考えていただきたいという問題提起の意味も込めて、強く発言をしました。

○中里会長

神野先生、お願いします。

○神野会長代理

これまでの総会や、論点整理等々を踏まえ、そこで問題提起された意見を重ね書きしながら考えると、ここでは女性の働き方等々で、単に配偶者控除の問題のみに焦点を絞るのではなく、少し広目に考えて行こうということはコンセンサスが成り立っていると思います。今も税額控除、所得控除の議論がありましたが、控除制度そのものを、人的控除だけではなく、働き方ということや、給与所得控除などを含めて広く検討して行こうということです。そして、働き方の方も、女性の働き方だけではなく、他のことを含めて、多様な働き方等々で中立性等々を考えて行こうということで、コンセンサスが少し成り立ってきていると思います。

私などは、これは土居委員と同じなのか少し不明な点がありますが、公平性、言わば再分配効果ですが、応能的な意味での公平性を含めた公平性と、今まで議論してきたような、主として中立性、そのような観点等々を考えながら、諸控除、課税単位、N分や2分2乗などの課税方式、そして、所得区分等々、もう少し幅広目に検討していきながら、構造化していく。今、土居委員も無理せずとおっしゃいましたが、構造化していく中で、いくつかの選択肢を見直しの中で考え、そのような形で詰めていく。つまり、

論点を構造化して少し幅広に検討しようということは合意ができていると思いますので、所得課税に関わる中立性、公平性等々の観点を入れながら、問題を整理して詰めていくことが、ここでの合意事項ではないかと思えます。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

この働き方の選択に対して中立的な課税、中でも配偶者控除については、今春からずっと議論しており、昨今、報道ベースでも随分取り上げられるようになったという感覚もあり、ここで、それなりのコンセンサスを出しておく機が熟してきた局面ではないかと思えます。特に配偶者控除については、就労に対する中立性をどうしても阻害する形もあり、象徴的な意味合いを持っているということもあるため、何らかの形で見直しが必要です。しかも、一方で単純な配偶者控除の廃止にはなかなか批判も強いのが、この10年、20年で対応してきた状況だと思いますので、今回提示されている移転的基礎控除の導入は一つの考えに値するものになっていると思えます。

ただ、どうしてもパート世帯の負担増にもなるため、その増収分をどのようなものに使うかという議論は重要になります。そして、どうしても子育て等の支援等といったコンセンサス作りも必要になると思えます。

今日、住澤課長からお話がありましたように、今の労働環境が、この20年、30年の中で、随分変わってきたということが実情だと思います。女性の就業拡大に対する労働力の確保、そして、どうしても共働きに対応していかざるを得ないというところがあり、そのような中で、この働き方、社会保障、税制などを総合的に対応せざるを得ない。その中で、先ほど田近委員からもお話がありました。若年層の中でも低所得者層になると、本当に今のこのような議論の中のみで対応できるのかと疑問が生まれます。まず、結婚に向けて何か対応しなければいけないという政策的な目標があるとするならば、先ほどから様々な議論にはなっていますが、所得控除だけではなく、税額控除などの様々な選択肢も含めた上で検討していくということも一つの手になると思えます。

そのような意味では、今回の資料の中にもありましたが、平成14年6月の政府税制調査会の中で、あるべき税制の構築に向けた基本方針という中で三つの選択肢を示した方法がありました。今後も、様々な議論がある中で、国民的な議論に資する選択肢をこのようなものの中で示していかなければ、抜本的にこのような少子高齢化のところや、女性の進出という政策目的がなかなか実現できないという部分もあると思えますので、この局面でこのような選択肢をもう一つ示していくことも重要だと思います。

最後になりますが、法人税のところ、非常にグローバルな競争関係について議論していく状況がありました。そのような意味で言うと、所得税、あるいは様々な所得に絡むところに関しても、グローバルな中で日本はどのような立ち位置をしていくかといったことも必要になると思え、そのような視点も中長期的には論点に入れるべきだ

と考える次第です。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

まず、課税単位ですが、課税単位は各国それぞれ歴史的背景がありますが、日本はずっと個人単位で行っており、これを今、世代単位に変える必然性はないと思います。ライフスタイルが多様化するにつれ、個人単位の方がメリットが大きくなるため、私は個人単位課税を貫くべきだと思います。

その個人単位のもとで、世帯として配慮すべきは何かということを考えると、やはり子供だと思います。夫婦二人であれば、配偶者は被扶養者ではありませんし、働くという選択肢はあります。働く、働かない、ということは個人の選択で、どちらかに所得控除という形の補助金を与えることは不合理だと思います。しかし、そこに子供という要素が加わると、世帯単位で考えていく必要性が出てきます。したがって、配偶者控除は廃止し、子供向けの控除にその分集中させるということが望ましい方向ではないかと思います。

子供に対する控除ですが、税額控除が望ましく、本当は育児手当まで含めた形で、給付付き税額控除として入れるのが望ましいと思います。では、ほかの控除はどうするのか、なぜ児童控除という一定の年齢以下の子供に対する控除のみ税額控除にするのかという議論はあると思いますが、これは子育て支援であり、少子化対策であるということで理屈はつくのではないかと思います。

ただし、これは先ほど中里会長も言われましたように、非常に時間が掛かる話でもありますから、過渡的な措置として移転的基礎控除ということはあると思います。配偶者控除を急に廃止できないということを考えても、過渡的に移転的基礎控除にし、マイナンバーも導入された後、しっかりとした形で給付付き税額控除にしていくことが考えられます。

もう一点、給与所得控除との関連で、子育て支援という面から言うと、育児所やベビーシッターを頼むなどの子育てをするための費用を実額控除の対象にすることは考えられると思います。

○中里会長

中静委員、お願いします。

○中静委員

最初に田近委員から一点突破・全面展開というお話があり、どのようなものがあるか、国民のコンセンサスということを見ると、先ほど説明があった、50年後に1億人の人口を保持するという一つの目標が出されました。これを税制でどのような形で上手く行うかということを見ると、今、大田委員がおっしゃった子育て、あるいは結婚にどのような形のメリットを提供していくかということが一つ大きなポイントになる

と思います。その辺りの負担の大きい子育て世帯や、これから新しく結婚しようという人々に、どのような形で税制におけるサービスを提供できるのかということをも是非考えたいと思います。

もう一つ、専業主婦の位置付けで、経済的な価値という話も出ましたが、例えば、地域における存在、介護の問題、あるいは子供たちをすこやかに育てていかなければならないなどの課題があると思います。専業主婦の位置付けについて、きちんと詰めた方が良くと思います。

○中里会長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

配偶者控除の見直しについては、廃止が是か非かという議論にすると、どうしても隘路に入ってしまうと思います。それ故、袋小路に入らない形で、現実的な選択肢はどこにあるのかを我々は議論しているのだと捉えています。

その上で、先ほど中里会長や田近委員などの議論を大変興味深く聞いていました。執行面の問題は大変重要だという指摘はそのとおりだと思いますが、一方で、この問題を突き詰めると何処に行き着くのか。現在は女性の働き方の選択に中立的な税制を考えるということで議論していますが、これまで政府税制調査会の過去の資料を見ると、10年ほど前から、女性の働き方というより、共働き世帯と片働き世帯のバランスの問題から議論がスタートしていると思います。

そのような意味で、最優先で取り組むべき問題は、二重の控除の問題をどのようにクリアするかだと思います。恐らく二重の控除の問題については、国民に広く訴えれば、コンセンサスを得られやすいテーマだと思います。したがって、この問題をどのように現実的に解決できるかということについてまず取り組む。そのような意味では、今回、事務局から出された、いわゆる移転的基礎控除は、この大きなハードルを乗り越える一つの知恵だと私は評価しています。ただ、先ほど事務局側の説明にもあったとおり、移転的基礎控除についても様々な課題があるため、これをどのようにするかが次のステップだと思います。

先ほど大田委員から、配偶者控除を廃止して子供向けの控除にするという意見がありました。これも一つの考え方だと思います。しかし、恐らく政府税制調査会に求められているのは、大田先生が法人税の改革を取りまとめたときのように、様々な選択肢を政府税制調査会として提示し、政治の判断や国民の議論に任せるということが大事だと思います。よって、これまでの袋小路状態から、移転的基礎控除も含め、あるいは大田先生がおっしゃった子供に集中するということも含め、いくつか選択肢を示し、メリット、デメリットを提示することにより、この議論を前に進めていくようなことが今、我々に求められていると思います。

○中里会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

国家が制度を設計していくに当たり大事な点だと思うことは、個人の選択肢を阻害しないようなシステムを作るべきということです。様々な誘導をしたり、政策目標をそこに埋め込むことはもちろんありますが、しかし、その範囲でも選択の可能性を最大化する。今の配偶者控除について言えば、結婚している人もしない人もおり、さらに子供がいる人もいない人もいるように、様々なパターンが多くある中で、今、対象になっている世帯は、先ほどの御報告の中でもパーセントがとても小さくなっています。そこに焦点を合わせて作っている制度が長い歴史を引きずっていると思いますが、それを続けることにより、個人がこれからどのように生きていくかという生き方を、ある意味、規制や、阻害をしたりするようなことはやめるべきだと私は思います。

その新しい仕組みを作るに当たり、先ほど覚悟を決めるというお話がありましたが、全員の申告制を定着させるべきというのであれば、そうすれば良いと思います。初めに目標を立て、設計をし、理念を置き、そこに向かうように、世の中全体を引っ張っていくことが、政治ではないかと思います。この社会をどのようにしたいかということが先にあり、そのためにはどうするべきか。今ある制度にどの程度手を入れれば良いか、不公平感なく、気付かれないうちに改造できるかという話ではなく、やはりどのように在るべきかに向かって進んでいくことが必要だと思います。

ずいぶん前の政権で、ある総理大臣が、公式の審議会の場でこのような発言をしました。「女性はいくら出したら子供を生んでくれるかな。」と。これはもちろん控除や補助のことをおっしゃっていますが、結局、発想がそこにあるうちは何も変わらないだろうと私は思っており、今あるものや、土台が壊れているものに、改築したり、外壁を塗ったりして少し見栄え良くするだけでは駄目であり、ゼロクリアで、根本から考えていくべきだと思います。

○中里会長

井伊委員、お願いします。

○井伊委員

働き方の選択に対して中立的な制度ということを考えたとき、社会保障制度の改革や、雇用システムの見直し無しには、税制の見直しのみでは限界があると思います。今日の議論を聞きながら思ったことは、日本の所得再分配の政策の大きな問題点の一つは、再分配後の方が貧困率が高くなってしまい、所得再分配の機能が働かないということです。先ほどの大田委員の御主張に大変近いのですが、今までの議論をもとに何が実現可能かという、やはり配偶者控除を見直し、まずは移転的な基礎控除を導入し、いずれは税額控除や、給付付き税額控除というものがあるのではないかと思います。

○中里会長

増井委員、お願いします。

○増井委員

婚姻中立性の点についても論点として考えた方が良くという意見です。礎4-1の45ページ、たたき台に即して申します。一番はじめの○で、家族のあり方の変化とあります。様々な形の家族があるということ。その一つの現れが、宮崎委員のおっしゃった、どのような家族形態を選ぶかということに関する個人の選択をどのように考えるかということだと思えます。

これに対して、四つ目の○で出ている中立性は、「働き方の選択に対して」という観点から中立性を議論しています。特にロ)とハ)は世帯単位を前提にしています。一方、この分野でよく言われている定理のようなものとして、「累進税率のもとでは婚姻中立性とカップル間の公平は両立しない」ということがあります。その中で、どの程度まで婚姻中立性を重視するのか。人口減少や、少子高齢化の中で、少なくともこれを論点として議論すべきであると思えます。

○中里会長

今、増井委員がおっしゃったことですが、ハーバード・ロー・レビューに昔、オールドマン先生とテンプル先生の課税単位の論文が出ており、それは、単身者二人と夫婦共稼ぎと夫婦片稼ぎ、この三つのパターンすべての中立的な扱いは難しいというものです。そのときに彼らは何を前提に考えたかということ、一つは、家事労働による帰属所得の非課税の問題をどのように考えるかという話であり、もう一つは、取引費用経済学のような話ですが、二人の人間がなぜ結婚するかと言えば、統合の利益があるということです。玄関や掃除機、あるいは洗濯機も結婚すれば一つで良いので、結婚すればそこにはコスト削減があるという点です。それらの二つの点を見込むとどうなるかという話を延々と昔、ロースクールで勉強した覚えがあります。そのようなところを組み込み、基本的な論点、さらには配偶者控除をどのようにするかというより深いことを普段、経済学者の方はお考えだと思うので、是非お願いしたいと思えます。

沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

今日の配偶者控除の二重の控除問題について、確かに不公平感がある領域だと思うので検討しなければいけないと思いつつも、私自身は明確な答えを出せない部分があります。それはどういうことかということ、働き方の選択に対して中立的という場合の働くということは、恐らく就労を指していると思いますが、日本の社会を見ると、このような専業主婦、パート就労の方、あるいは自営の奥様ということが、実は地域の中で様々な意味での、ある種の社会インフラに貢献している部分が大きいと思えます。

子育ての話は、今、家族や地域で担っていたものを公的なサービスに委ねる方向に移行しつつあり、それを女性の社会進出を通じた自己実現の達成という文脈で説明されていますが、先ほど大田委員も子育ての話をおっしゃっていましたが、一方で介護

や、地域の中の様々な支え合いに貢献することで自己実現をしている方々もいます。それは就労ではないことから賃金が返るものではありませんし、働くというところに入るかどうかは議論があると思います。ただ、私自身は、そのようなところのソーシャルインフラに貢献してきた部分は非常に大きく、それが自己実現に繋がっていると感じている人も非常に多いとすると、この二重の控除の範囲の部分で、週3日程度パートをしつつ、残された時間でそのようなところに活動しながら、それが実は別のところでの公的な財政支出の低減に目に見えない形で大きな貢献をしている部分があるとき、そこをどのように評価すればよいかというところが大変気になっています。

したがって、二重の控除の問題は当然、税負担の公平性という観点から見直したり、検討されなければいけない問題だと思いつつも、例えば、女性が就労することがある種の自己実現に繋がるということも一つの考え方だと思いますが、実はそうではない部分での社会参加についても目配りしながら、全体としての税負担と財政支出のところを社会保障という分野でも見直していくということ、もう少し定量的に検討してみる必要があるのではないかと思います。

○中里会長

伊藤先生、お願いします。

○伊藤委員

皆様の様々な御意見を伺っていて、それぞれについて納得するため、私の感想だけ申し上げたいと思います。3年後、5年後に振り返り、今、この税制調査会でどのような議論をして、その成果は何が出たのかと問われたときに、様々な制度について、様々な議論をし、その議論が整理されることは大事だと思うのです。しかし、やはり制度変更されるような成果が出なければいけないと思います。そのような意味では、まだ様々な意見はあるかもしれませんが、移転的基礎控除的な考え方は、やはり重要で有力な意見だと思うため、もし可能であればこれをまとめる方向でいければ良いと思います。

その上で、様々な方がおっしゃったように、例えば、社会保障制度改革や雇用改革の話など、いわゆる働き方の問題について難しい話があり、相対的に、どれが一番難しくどれが一番容易かということだと、恐らく社会保障改革や、雇用関係はより難易度が高い感覚があります。そのような意味では、まず、ここを少しでも進めていくことが、結果的には様々なものに動く、一つの大きな転機になるのかもしれないという期待感を持っています。

税額控除の話や、そのほかの控除の話は非常に大事で、長期的には大きな問題になると思うため、そこはしっかり議論し、後に繋がるような形になれば良いと思います。しかし、現実的にはそのようなものを全て今年の会議でできるということはないと思いますので、そこは両方目配りしながら、将来の理想的な姿について、できる限り議論を出しつつ、可能であれば早い段階でこの働き方について前進するものが出れば良いと思います。

○中里会長

ステップ・バイ・ステップですね。ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

もちろん、所得控除から税額控除への転換も含めて時間が掛かる問題であり、少し時間軸をもって改革することを考えていくことは良いと思います。執行面の問題は時代によって要請が変わります。IT化で、今、マイナンバーもでき、それぞれの時代によっての執行の難易度は違うと思います。今まで出来なかったことが今出来ないかと言われると、そうではなく、今出来ないことが10年後に出来ないかという、そういうわけではないため、そこは最新の情報に基づき考えていけば良いと思います。

今回、配偶者控除について考えると、先ほど取引費用の話が出ましたが、いわゆる帰属所得の問題です。家事労働をどのように理解するかという話です。しかし、例えば家賃も帰属所得であって、本当はこの問題は奥が深いのです。所得税が及んでいない、手が届かない問題に帰属所得の話があり、家事労働はその一部でしかないということになるため、とても大きな話だと思います。

○中里会長

我々が専門家としてそのようなことを一つも触れずに中期答申をすることは良くないため、慎重に考える必要があります。

土居委員、お願いします。

○土居委員

税額控除の話は、先ほど申し上げたとおり、まずは国民にメリット、デメリットを理解していただくことが必要です。もう少し踏み込んで、それこそ中期答申があるからというトーンではなく、少なくとも所得控除と税額控除は、どのような効果の違いがあるかということ、きちんと理解を深めていただくことが大事だということは先ほど申し上げたとおりです。

今、話題になっている移転的基礎控除ですが、私自身は、第一段階のアプローチとしてはあり得ると思います。しかし、いざその案を国民にお示ししたとき、どのような声が上がってくるかということ、邪推しますと、礎4-1の36ページ目に書かれているとおり、パート世帯の負担増になるということです。

この負担増をどのように受け止めるかは、当然、どのような夫婦ないし世帯所得に直面しているか次第で変わってきます。夫婦で合わせて働いても低所得の方々にとっては、この負担増ということは相当厳しいと受け止められるかもしれず、36ページ目にあるとおり、税率が20%に直面している、ないしそれ以上の税率に直面している夫婦がいた場合、多少負担増になったとしても耐えられることかと思いますが、もちろん税金の負担が前より重くなることを快いと思う人はそこまでないかもしれませんが、まだ耐えられるとだけ思っていただけのことかと思うため、税率構造の違いと、負担軽減

の違いをもう少し詳細に見たところで、必ずしも低所得者の方にいきなり負担増が直撃するという印象を持たれることがなくなれば、移転的基礎控除という考え方に対してかなり理解が深まると思います。

そうすると、先ほど中里会長がおっしゃったように、所得に応じて所得控除の多寡を変え、そのようなアイデアが中間段階で入ってくるかもしれませんが、今年、政府税制調査会で議論してきた中でも、パート世帯と言いながら、夫が高所得を稼ぎ、妻が補助的に所得をパートで稼いでいるという夫婦もいらっしゃるというデータもあり、そちらでの方で考えると、高所得者なのだから負担に耐えられるだろうという議論で進んでいたかもしれませんが。もう少し国民に理解をいただく方向で議論を進めるということであれば、夫婦でパート世帯でありながら、多くの所得を稼いでない世帯に対しての移転的基礎控除に対する理解をどのように浸透させられるかが必要だと思います。

もう一つ、それと関連したことで補足すると、先ほど遺族年金が非課税所得だという話をしていましたが、私が申し上げたかったことは、基本的に高齢者の遺族年金であり、若い世帯の遺族年金の話は別立てだと理解しています。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

最後の方で、移転的基礎控除は、今出来るものではないかということは、伊藤委員も含めてありましたが、移転的基礎控除、いわゆる夫婦二人で受けられる控除の額を同じにすることが改革の目的なのかという疑問があります。我々は、この税制調査会の場で、配偶者控除を止めるなど、様々な議論をしましたが、答えは出ませんでした。何が問題かということ、やはり二重の控除ということは不条理であるということです。つまり、納税者本人は配偶者控除を受けていて、配偶者は基礎控除を受けるため、二重の控除の部分を取り除くということが実は我々の改革以上でも以下でもないです。夫婦二人で基礎控除を受け、それが変わらないようにすることは、大いに議論をすべきですが、それは違う方向に行ってしまうのではないかと思います。

我々は、配偶者控除の大きな問題に関して、それは維持することにしました。しかし、そこで生じる二重の控除を取り除いた結果、どのような状態であろうと結果として夫婦で38万円の控除になります。もし私がこれを聞いていたら、日本も2分2乗的な、あるいはアメリカ的な改革に、なぜ控除のところだけ二人で使え、所得は二人で使えないのかということになります。つまり、二重の控除を是正することをせめてここで行うということです。結果的にそれが女性の103万円の問題も出てきますが、私のスタンスとしては、ここで夫婦合算などの議論はイレバントではないのかと思いました。

○中里会長

井伊委員、お願いします。

○井伊委員

先ほど沼尾委員が、専業主婦が地域活動に携わることで公的な支出が少なくて済む可能性もあるのではないかとおっしゃいましたが、それは働き方を変えることで、男性でも地域活動に携わるべきであり、専業主婦だけではなく、働いている女性も関わるべきですから、それをもって配偶者控除の見直しにクエスチョンマークを付けることは、少し議論の方向性が違うのではないかと思います。

○中里会長

沼尾委員もそれは十分承知の上で、おっしゃったのですね。

○沼尾委員

特に専業主婦にということではなく、働き方の選択に対して中立的という議論をするに当たり、多様な働き方であるが、それは稼ぐ以外の形での社会参加ということまで含め、トータルに働き方を選べるような制度を検討すべきという意味で申し上げました。その中の一つとして、今回この話が出ているということをお願いしたのであり、専業主婦のことだけを強調したわけではありません。

○中里会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

私もその点について、専業主婦だから地域貢献しているということではなく、男性でも、働いている女性でも、同じことは行っているため、それと同様に、家事、育児、介護も含めて、専業主婦だから生産的な活動として家事をしているのではなく、高所得の男性でも家事に参加しているでしょうし、その辺りを計算する際、大変難しいと思います。むしろ、課税単位は個人で、その個人の収入に対してどのように見ていくかというように、シンプルな制度を作る方が不公平感は徐々に減ると思います。

そして、目的は、田近委員がおっしゃったとおり、恐らく緊急避難的に移転的基礎控除というものを位置付けていると思いますが、最終的なあり方は何が良いかということを中心に示した上で、ソフトランディングのためには、一定期間このようにするしかないというような形で取り入れなければ、やはり誤解されると思います。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

先ほど田近委員は、我々は配偶者控除について議論を続けるが結論が出ていないとおっしゃいましたが、私は配偶者控除を続けるという結論になったとは思っていません。二重の控除を廃止すればそれで良いとも思いません。

今日の礎4-1の29ページ目に、平成14年6月の政府税制調査会の答申があり、人的控除の基本構造をどのようにするのかということ、考え方の1から3まであり、私が申し上げたのは、考え方3に近いですが、このうち老齢の扶養控除については今

日は何も申し上げていません。老齢の扶養控除をどうするかは別途の議論として、配偶者控除を廃止し、この分を児童の扶養に集中させる、さらにマイナンバーが導入されるため、可能であれば育児手当まで含めた形の給付付き税額控除が望ましいということをお願いしたわけですが、したがって、この人的控除の考え方についての議論をさらに続け、きちんと結論を出していく必要があると思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

大田委員がおっしゃったように、人的控除の話を中心にすることが、この配偶者控除の一つの入り口だと思います。人的控除全体のことをいずれはきちんと議論することが必要だと思います。

一つ、事務局にお願いしたいことがあります。礎4-1の36ページ目の税負担軽減額のイメージの部分ですが、税率が20%と5%という夫婦の例しか載っていないため、どうしてもパート世帯に負担増という印象ばかりが出ます。もし夫婦が共に5%の税率に直面しているならば、この税負担軽減額のイメージは、結局のところ、1.9万円ずつ納税者本人と配偶者及び配偶者の移転分がある上に、現行制度では、65万円から103万円のところに向かって、合計が103万円になると税負担軽減額が5.7万円、つまり三人分の控除が受けられるという形になっているという図がないと、そこが二重の控除と言われている部分であり、141万円のほうに向かって103万円から下がってくる。そうすると、103万円のところが一番税負担軽減額が大きくなり、メリットが一番大きいところはそこだと見えるわけです。そのことで、本当に今の仕組みでよいかという問題意識をきちんと図でも説明をする必要があると思います。

もう一つ、5%の方は、今、申し上げたとおり、夫婦で仮に三人分の控除を、二重の控除を含めて得られたとしても、ほんの5.7万円なのです。ところが、税率20%に直面している方は、既に軽減後でも9.5万円の税負担軽減額を受けているのは、なぜかということです。したがって、これが所得控除であるが故、累進税率とともに、田近委員も御指摘になった問題が起こるのです。例えば、夫婦共に税率が5%に直面しており、夫婦合わせてもパート世帯で所得が少ないという方は、既に受けている額は5.7万円です。これを下回らないような控除額を設定しつつ、税率が高い方の控除額が同等の額に、夫婦合わせて移転的基礎控除の金額となるような控除金額の設定をすれば、パート世帯増税という話ばかりにはなりません。増税分をどのように使うかという議論もあるかもしれませんが、少なくとも移転的基礎控除に対するアレルギーのようなものは大分和らぐ話になると思います。そのような意味では、中里会長が先ほどおっしゃったように、所得に応じて所得控除が変えられるということが本当に可能ならば、税額控除のアイデアとかなり近いものになると思います。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

恐らく、三つの議論を分けて考えた方が良いでしょう。一つ目は、専業主婦がいる家庭と共働きの家庭の公平の話です。これは恐らく、長い間議論されている話だと思います。二つ目は、税収ロスの話です。二重の控除の話は意外と税収ロスに関わる議論です。三つ目は中立性の話であり、インセンティブに関わる議論です。税額がどのように変わるかというより、手元にどの程度所得が残るかということです。例えば、追加的に1万円稼いだときに、どの程度手元にお金が残るのかという方が働くインセンティブに関わります。パートで働いたときと、フルタイムで働いたときで平均的な税額がどのように変わるかということが就業形態の選択にも関わってくるわけです。税額のみ見せられても税収の話は出来ませんが、中立性の議論は出来ません。したがって、この三つの観点はいずれも大事だということは分かりますが、税収ロスの話をしているのか、公平の話をしているのか、あるいは働くというインセンティブに関わる議論をしているのかを分けてスライドなどを用意していただければ良いと思います。

○中里会長

労働と余暇の選択において、片方非課税であるため、その制約条件の中での議論なので中立性ということは、なかなか厳しいですね。

○佐藤委員

弾力を図れとは言っておらず、単に予算制約式を見せろと言っています。

○中里会長

わかりました。それでは、住澤課長、お願いします。

○住澤主税局税制第一課長

先ほど土居委員に、36ページ目の右側の図に関する御指摘をいただいています。現行制度における税負担軽減額ベースの絵も示すべきではないかという御指摘でありましたので、次回にお示しできるように準備したいと思いますが、御指摘があったとおり、35ページ目の所得控除ベースでの、この尖った山が付いている図とほぼ同じ形になります。

先ほど36ページ目の右側の図を御説明した背景は、高所得者ほど控除額が効くとか、あるいはパート世帯の負担増といった文脈で御説明したというより、今の佐藤委員のお話で言うと、労働供給との関係で、中立性がどのようになるかという論点の關係の図として御説明をしたものです。

留意点の②のところに書いてあるとおり、所得控除のままでこの移転的基礎控除を導入した場合に、税率の差があるというケースもあり、配偶者の税率が納税者本人の税率よりも低いときに、配偶者の収入が少ないほど夫婦二人で受けられる税負担軽減額が大きくなり、この絵のような状況になるというケースがあります。

今、予算制約線の話が出ましたが、ここの右側の図で、夫婦二人で受けられる控除額

が低減していく65万円と103万円の間のところは、配偶者の収入が増加するにつれ、夫婦二人での税負担軽減額が減少するという形で、言わば税引き後の実質賃金率が低くなる場所が出て来るため、予算制約線の形を考えると、65万円を境に予算制約線が折れ曲がっているような線になります。そこを中心に、これは納税者が置かれている状況や、どのような雇用関数を持っているかということによって変わってきますが、就労に対して抑制的な効果が残る可能性があることを申し上げました。御指摘のような資料はまた示したいと思います。

○中里会長

この基礎小委は少人数で、それぞれ専門分野の異なる人間が集まっています。したがって、人によって追求する理想が異なります。そこで、その意見をぶつけ合おうということですが、誰がどのような理想を掲げているかを分かった上での議論であれば、完全な擦り合わせが図れなくとも、それは後のことです。我々は3年の任期があり、まだ2年ほどあるため、遠慮せずに議論をしていこうと思います。

また、そのように追求する理想が人によって異なるだけではなく、税制改革の議論は、理想を徹底的に追求する改革と現実的な改革とでは、制約条件が段階によって異なるため、それによってもまた議論の中身が変わるので、どのレベルで議論しているかということも、その都度明確にさせる必要があります。先ほど私が申したとおり、経済的効果が同じでも、執行の難易度が異なるということも出ますし、様々なことを考えなければいけません。皆様がどのようなお考えを持っているかを遠慮なく出すことが第一だと思います。

その上で、考えられる様々な制度について、様々な段階があると思いますが、プラス面、マイナス面をリストアップし、法人課税ディスカッショングループで行ったような一定数の選択肢を示したメニューを作るということも考える方向としてあり得るのかもしれない。いずれにせよ、様々な複雑なことを議論し、結論を引き延ばしているわけではないということや、一生懸命議論しているということをプレスの方にお分かりいただくように努力しましょう。その上で、皆様がおっしゃっていましたが、負担増を図っているわけではなく、制度をどのようにすれば良くできるかということを考えているという点も押さえながら、残り2回の基礎小委で様々な議論をしていただきたいと思います。

土居委員、お願いします。

○土居委員

事務局に一点だけ質問です。総務省の礎4-4の6ページ目の非課税限度額の話ですが、生活の制度の話と、医療、介護などの社会保険料の負担ないしは逆に給付とはそれぞれ別の効き方になっていると私は理解しています。生活保護の方は、生活保護受給者が前年の所得が非課税限度額を超えていた場合に課税されることが起きるという議論だと思いますが、それ以外に何か、生活保護受給者に関連して非課税限度額が効

く現象はあるのかをお伺いします。

○川窪自治税務局市町村税課長

まず、個人住民税の非課税限度額と生活保護制度に関しては、生活保護そのものの給付費は元々非課税であり、生活保護で受給されたお金に関して課税ということではありませんが、個人住民税の課税最低限が所得税に比べて低く設定してあるということとの関係もあり、給与収入で言えば、給与所得控除を引いた後の合計所得金額が、生活保護の制度で支給される保護費の基準額程度の方は課税をされることがないようにという制度です。

その意味では、仮に生活保護制度が変わらなければ、非課税限度額の制度もそのままの計算式で置いて残しておけば、その部分は常に問題が起きないで済みます。一方で、個人所得課税における控除のあり方を改正したときに、仮に実質的に課税最低限が今よりも下がる方向で動いたときには、非課税限度額と課税最低限の間で幅が広がっていくこともおき得ます。そのような状態の非課税限度額はどうかという議論や、非課税限度額そのものの計算上、扶養親族や控除対象配偶者であることに着目した人数を計算に使うという仕組みにもなっているため、そのような仕組みそのもののあり方をどのようにするかについての議論と併せて議論しなければいけないという構造になっています。

○中里会長

活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

次回の基礎小委は10月21日に開催します。今日の議論を踏まえ、所得課税制度全体を見渡しながらか、さらに進んだ議論を行いましょ。正式な案内については改めて事務局から連絡いたします。

本日の会議は、これで終了といたします。お忙しいところ、お集まりいただき本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。